

青梅市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

青梅市農業委員会委員の任命につき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書の規定により、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定にもとづき、市議会の同意を求める。

令和2年6月8日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一